

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年 9 月 2 5 日

収支等命令者

佐賀県立佐賀農業高等学校長 木村 紀元

1 入札に付する事項

- (1) 契約業務名 セオドライト 9 台
- (2) 仕様 別紙「入札説明書」のとおり
- (3) 納入期限 令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで
- (4) 納入場所 杵島郡白石町大字福田 1660 番地 佐賀県立佐賀農業高等学校

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条に規定する入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有していること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店等を有し、県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上。または誘致企業。）であること。
- (3) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請方法

- (1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書に必要事項を記入のうえ、令和8年9月29日（火）午後3時までに下記(2)の担当部局に提出すること。
- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（佐賀県庁新館2階）
郵便番号：840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話番号：0952-25-7194
電子メールアドレス：soumujimu@pref.saga.lg.jp
- (3) 申請書様式の入手先
総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局の名称
佐賀県立佐賀農業高等学校 事務室
郵便番号：849-1112 杵島郡白石町大字福田 1660 番地
電話番号：0952-84-2611 F A X 番号：0952-71-5009
電子メールアドレス：saganougyoukoku@pref.saga.lg.jp
- (2) 入札に関する書類の交付期間及び交付方法
令和8年9月25日（金）から令和8年10月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く）の間、上記(1)において交付する。また、佐賀県ホームページにも掲載する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 応札物品の承認について
仕様書に記載の参考品以外で応札する場合は、「応札物品承認申請書」に必要事項を記載し、令和8年10月5日（月）午後3時までに上記(1)の電子メールアドレスへ提出すること。その際、別添仕様を満たしていることが分かるカタログ等を添付すること。
なお、同等品として承認を受けた物品のメーカー・型番は応札予定者すべてに連絡する。
また、承認を受けていない物品での応札は無効とする。
- (5) 入札等に関する質疑応答
入札や仕様等に対して質問がある場合は、「質問書」に質問内容を記載し、令和8年9月29日（火）午後3時までに上記(1)の電子メールアドレスへ提出すること。
質問に関する回答は、令和8年10月1日（木）までに佐賀県ホームページに掲載する。
受付期間以外の質問は原則として受け付けない。
- (6) 入札参加届の提出方法
ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記イの提出期限までに「入札参加届」と「営業概要書」を上記(1)まで持参し、又は郵送すること。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 提出期限 令和8年10月7日（水）午後5時まで
期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月14日（水）午前10時
イ 場所 佐賀県立佐賀農業高等学校 応接室
ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札書に記載する金額の表示はアラビア数字を用い、当初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は当初に「¥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

(9) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(10) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(11) 入札の保証金

佐賀県財務規則第103条第3項第2号の規定により免除する。

(12) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者
イ 当該競争について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
エ 1人で2以上の入札をした者
オ 代理人でその資格のない者
カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(14) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返す。
ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又

はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(15) 再度入札に関する事項

1 回目の開札の結果、落札候補者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は 1 回（1 回目の入札を含め 2 回）までとする。

(16) 契約条項を示す場所

上記(1)に同じ。

(17) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記(1)の担当に確認すること。

(18) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

5 その他

(1) 本入札執行は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則に定めるところによる。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要